

## 今後における保育園運営説明会 ~町立保育園の民営化に向けて~

### 1 概要及び経過 ~これまでの取り組み~

福祉子ども課及び保育所では、平成22年度から地方分権化時代に見合った保育園のあり様を考えるとともに、保育園が抱える問題や課題解決、さらには民営化についての知識を深める学びの場を設置し、継続的に勉強会を実施してきました。

昨今、国政でも話題の子育て支援策や保育園運営の中長期的なビジョンなどを意見交換し、所属する者の意思統一を図ってきました。

### 2 方向性 ~どういうイメージ~

勉強会においては、大口町立保育園の1園を民営化するイメージで以下の概論をまとめました。ただし、目まぐるしく変わる国政においては、新しい子育て支援策として「認定こども園」の拡充が再検討されていく予定など、保育システムが変わっていくことも想定されていますので、その動向を注視することも必要であります。

### 3 保育園民営化の大義（案）～意義と目的～

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | <p>民間保育園を誘致することにより、町全体の保育メニューの内容が拡大し、保護者にとって保育サービスの選択肢の幅が広がる。</p> <p>（※ 現在も4園それぞれ特色ある保育を実施しているが、更に、全く違うオリジナリティーを持った保育が実施されることにより、町全体の保育メニューが拡大される。）</p>                                |
| (2) | <p>公立保育園と民間保育園が、互いに刺激・競争・協調することで、町全体の保育の質の向上が図れる。</p> <p>（※ ただ単に刺激・競争だけを求めては、民間保育園に通う園児に対する町の責任放棄にも捉えかねないので、「協調」は絶対条件として、町全体の保育の質の向上、ひいては、大口町に住むすべての保育園児が等しく質の高い保育を受けられる環境づくりをする。）</p> |
| (3) | <p>民営化することにより行政のスリム化が図られ、公立園の保育の質のさらなる向上が図れる。</p>  |
| (4) | <p>民営化することにより、新たに特定財源【保育所運営負担金（国庫・県費）、低年齢児途中入所円滑化事業補助金、延長保育促進事業補助金等】が見込まれ、該当園の運営経費に充当する一般財源が減ることとなる。その一般財源の一部を公立保育が中心で担うこととする3歳未満児保育や統合保育にかかる経費（主に人件費）に充当することにより、さらなる充実を図れる。</p>       |

### 4 具体的概要（案）～その内容は？～

(1)	民営化対象園	いすれか1園
(2)	受け入れ年齢	1歳児から5歳児
(3)	定員	対象園に準ずる
(4)	保育時間	午前7時30分から午後7時
(5)	特別保育	一時預かり事業（現在は北保育園で実施）
(6)	施設整備	基本的には増改築は実施しない
(7)	移管先法人	東海3県（愛知・岐阜・三重）において、5年以上にわたり保育園事業運営または幼稚園事業運営の実績がある社会福祉法人か学校法人
(8)	財産関係	土地・建物は無償貸与。（無償譲渡の場合、移管後の修繕費や固定資産税が法人負担となり、法人側が敬遠する傾向にある。）備品・消耗品費については無償譲渡
(9)	移管時期	平成26年4月（すべてがスムーズに進んだ場合）
(10)	移管先法人選定方法	選定委員会にて選定（委員5～7名程度）
(11)	引継ぎ期間	平成25年4月から平成26年3月までの1年間
(12)	準備組織	引継ぎ期間中に、町・保護者代表・移管先法人で（仮称）保育園民営化準備委員会を組織
(13)	民営化に伴う公立園の保育内容の充実	休日保育を新たに公立保育園1園で実施する。さらに、3歳未満児保育や統合保育の全体的な充実
(14)	町から民間保育園に対する経費支出	<p>ア 支弁費（国が定めている保育単価月額に各月の入所児童数を乗じた金額）。支弁費から国が定めている保育料基準額を控除した額の4分の3が国県補助金</p> <p>イ 町単独補助金</p> <p>国基準により配置された職員の給与実支出額（大口町職員の給与に関する条例に基づいて格付けした給与の範囲）と支弁費の内の人件費との差額については町が補助する。また、管理費として、支弁費の内の管理費の2分の1を町が補助する。</p>